

◎地方交付税法等の一部を改正する法

律

(平成二十二年三月三十一日法律第一〇号)

一、提案理由(平成二十二年二月二十四日・衆議院総務委員会)

○鳩山国務大臣

.....(略).....

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十一年度分の地方交付税の総額につきまして、地方交付税の法定率分に、法定加算額等を加え、交付税特別会計における借入金利子支払い額を控除した額に、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一

兆円を加算した額十五兆八千二百二億円とすることとします。

次に、平成二十二年度分の地方交付税の総額に雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源を確保するために五千億円を加算すること等、同年度から平成三十六年度までの間に於ける国の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとします。

また、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として地域雇用創出推進費を設けるほか、平成二十一年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとします。

あわせて、今後五年間における特例措置として、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとしております。

さらに、地方税法等改正法の施行に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため、地方特例交付金を拡充することとします。

そのほか、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改めることと

しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

ありがとうございます。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年二月二十七日)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

……(略)……

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、雇用機会の創出等に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算する等平成二十一年度分の地方交付税の総額の特別措置を講ずるほか、平成二十一年度及び平成二十二年度における措置として地域雇用創出推進費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行い、また、公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるための地方債の発行を認め、市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋

地方交付税法等の一部を改正する法律

めるため地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公共団体の一般会計における長期かつ低利の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の貸付対象事業を拡充し、その名称を地方公共団体金融機構に改める等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十四日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日及び本日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○決議(平成二十二年二月二十七日)

(地方税法等の一部を改正する法律(平二二法九)の決議と一括して掲載)

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年三月二十七日)

○内藤正光君 たいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……
次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成二十一年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴って必要となる経費充当のための地方債の発行、市町村の自動車取得税交付金の減収補てんのための地方特例交付金の拡充とともに、地方公共団体の一般会計の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構の業務拡充を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域雇用創出推進費の創設趣旨及びその効果の見込み、地方公共団体金融機構を創設する意義と財政基盤の確立、税制抜本改革における消費課税改革の方向性と地方交付税の法定率への影響、地方財政の現状を踏まえた地方財政計画の各歳出費目の見直し、地方財源不足に関する国、地方の折半ルールの廃止と法定率の引上げ、第三セクターの経営破綻に対する国の責任、公立

病院の再編統合の誘導が地域医療の崩壊を招く懸念、所得格差拡大の中で証券優遇税制を存続する意義と総合所得課税化の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して行田邦子委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して二之湯智理事より賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二十二年三月二十七日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。